

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和4年10月28日

大磯町職員の定年引上げに伴う条例の制定及び関係条例の改正について

資 料

趣 旨	-----	1
制度の概要	-----	1～3
本町の条例改正及び一部改正について	-----	3～6

総 務 課

大磯町職員の定年引上げに伴う条例の制定及び関係条例の改正 について

1 趣旨

少子高齢化が進む中、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、地方公務員法等の改正に基づき、令和5年度から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制等を導入します。また、60歳を超える職員の給与に関する措置等に係る規定を整備します。

さらに、定年の引上げに伴い、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるため、高齢者部分休業制度を導入します。

2 制度の概要

(1) 定年の引上げ

令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に65歳とします。

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
定年	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65
S32.4.2 ～S33.4.1	65歳 再任用⑤											
S33.4.2 ～S34.4.1	64歳 再任用④	65歳 暫再⑤										
S34.4.2 ～S35.4.1	63歳 再任用③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤									
S35.4.2 ～S36.4.1	62歳 再任用②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤								
S36.4.2 ～S37.4.1	61歳 再任用①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤							
S37.4.2 ～S38.4.1	60歳 定年退職	61歳 暫再①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤						
S38.4.2 ～S39.4.1	59歳	60歳	61歳 定年退職	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再					
S39.4.2 ～S40.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再				
S40.4.2 ～S41.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳 暫再	65歳 暫再			
S41.4.2 ～S42.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫再		
S42.4.2 ～S43.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職	
S43.4.2 ～S44.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

(2) 管理監督職勤務上限年齢制

① 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職として勤務できる上限年齢を60歳とし、管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間（異動期間）に管理監督職以外の職に降任します。

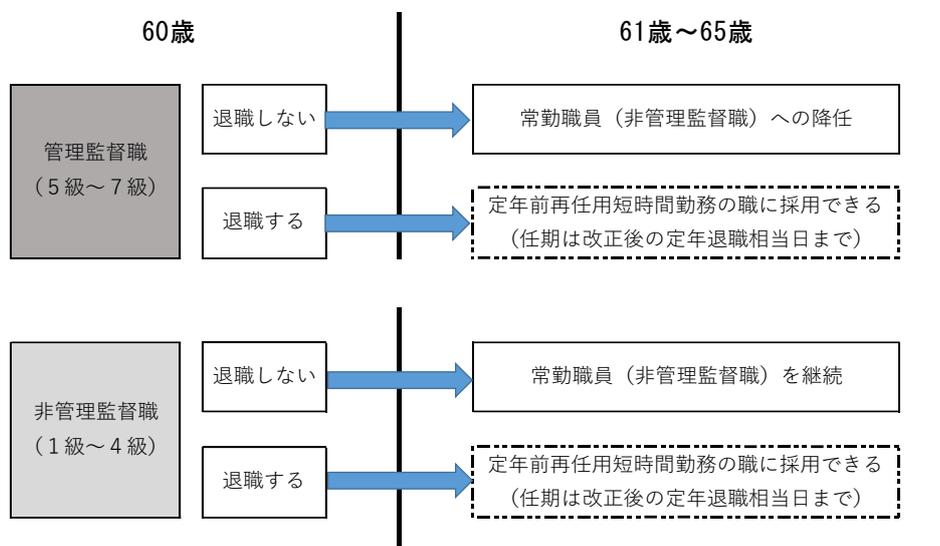
→ 異動日（降任する日）は翌年度の4月1日（毎年度の定期異動日）とする運用を予定

② 管理監督職の職員が、他の職に異動することで、公務の運営に著しい支障が生ずる場合は、異動期間を延長し引き続き管理監督職のまま勤務させることができます。

(3) 定年前再任用短時間勤務制

60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、本人の意向を踏まえ、60歳以後定年退職前に退職した職員を、短時間勤務の職に再任用することができる制度を設けます。

60歳に達した職員の働き方の選択について

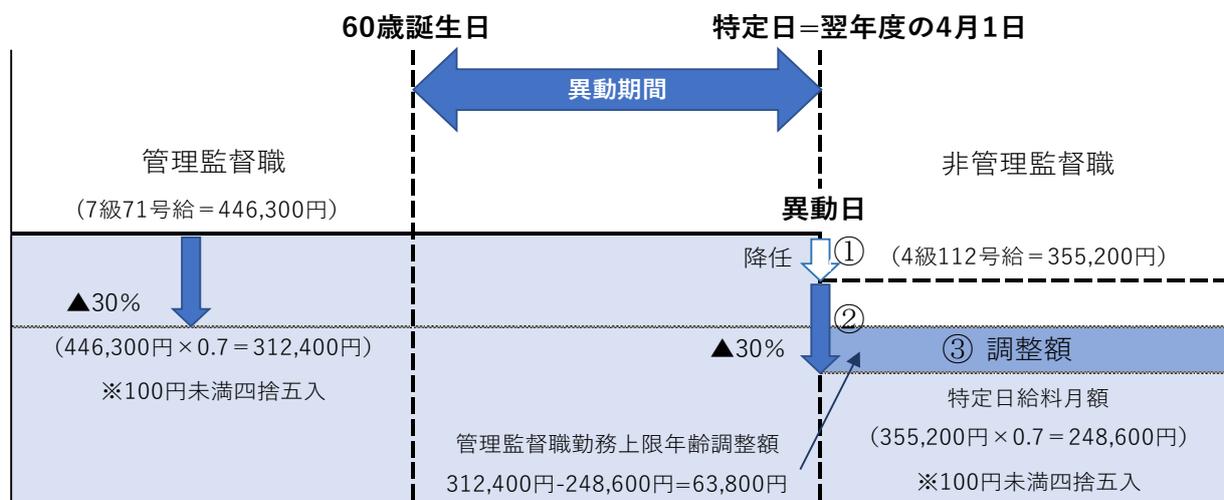


(4) 60歳に達した職員の給料月額

当分の間、60歳に達した職員の給料月額は、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日(特定日)以後、60歳到達時点の給料月額の「7割水準」とします。

(5) 管理監督職員上限年齢制により降任をした職員の給料月額

管理監督職勤務上限年齢に達したことにより降任した職員の給料月額は、①「管理監督職から管理監督職以外の職への降任に伴う給料月額の引下げ」と、②「特定日以後の給料月額の7割措置による引下げをした給料月額」に、③「異動日の前日に受けていた給料月額の7割との差額(管理監督職勤務上限年齢調整額)」を加算します。



職員の受ける給料月額 = 312,400円 (248,600円 + 63,800円)

(6) 情報提供・意思確認制度

60歳以後の職員の勤務形態等が多様になることを踏まえ、60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用及び給与に関する措置の内容等を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めます。

(7) 暫定再任用制度

定年の段階的な引上げ期間中、65歳までの継続勤務を可能とするため、暫定再任用職員として、現行と同様の再任用制度を設けます。

(8) 高齢者部分休業制度

定年の引上げに伴い、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の一つとして、高齢者部分休業制度を導入します。

3 本町の条例制定及び一部改正について

- ① 高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるため、地方公務員法に規定する高齢者部分休業制度を設けることに伴い、必要な事項を定めるため、『大磯町職員の高齢者部分休業に関する条例』を制定します。
- ② 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年6月11日法律第63号)の施行により、地方公務員の定年が引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制が設けられることに伴い、関係する条例の一部を改正します。

①大磯町職員の高齢者部分休業に関する条例

条例の構成

第1条（趣旨）

職員の高齢者部分休業制度に関し必要な事項を定めます。

第2条（高齢者部分休業）

高齢者部分休業の承認は、職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分単位で行います。

高齢者部分休業をすることができる職員は、55歳に達した職員とします。

第3条（高齢者部分休業取得中の給与）

高齢者部分休業の承認を受けて勤務しないときは、勤務しない1時間につき減額して支給する給与額の計算方法について定めます。

第4条（承認の取消し又は休業時間の短縮）

高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができることについて定めます。

第5条（休業時間の延長）

既に高齢者部分休業をしている職員の部分休業時間の延長を承認することができることについて定めます。

第6条（委任）

規則への委任規定

【施行期日】 令和5年4月1日

概要

改正する条例は次のとおりです。

- 1 大磯町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- 2 大磯町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 3 大磯町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- 4 大磯町職員の定年等に関する条例
- 5 大磯町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 6 大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 7 大磯町職員の育児休業等に関する条例
- 8 大磯町職員の給与に関する条例
- 9 大磯町立幼稚園の教育職員の給与に関する条例
- 10 大磯町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例

改正内容

第1条 大磯町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

公益的法人等へ派遣することができる職員のうち、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるとともに、派遣することができない職員として、定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を追加します。

第2条 大磯町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

定年前再任用短時間勤務職員を公表の対象となる職員として規定します。

第3条 大磯町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

降給に関する規程を整理し、降給の種類及び降格の事由に、管理監督職勤務上限年齢による降任等をした場合を定めます。

第4条 大磯町職員の定年等に関する条例

定年年齢を改めるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制の導入、及び翌年度に60歳となる職員への情報提供、意思確認を行うことについて定めます。

第5条 大磯町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

懲戒処分の減給について、処分の発令後に給料月額が変動した場合の取扱いを定めます。

第6条 大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例

定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日、年次有給休暇等について定めます。

第7条 大磯町職員の育児休業等に関する条例

育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員として、定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を追加するとともに、部分休業をすることができる職員のうち、再任用短時間勤務職員等を定年前再任用短時間勤務職員等に改める。

第8条 大磯町職員の給与に関する条例

定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法、61歳となる年度以後の職員の給料月額等について定めるとともに、給料表のうち、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めます。

第9条 大磯町立幼稚園の教育職員の給与に関する条例

給料表のうち、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めます。

第10条 大磯町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例

地方公務員法の改正に伴い、引用する規定等を改めます。

【施行期日】 令和5年4月1日

※施行日前に行う第4条に規定する情報提供・意思確認に係る規定に限り、
公布の日から